

平成27年度京都市食品衛生監視指導計画（案）に係る
市民意見募集の結果について

「平成27年度京都市食品衛生監視指導計画」（案）に対する市民意見募集を、下記のとおり実施し、皆様から多数御意見をお寄せいただきました。いただいた御意見に対する京都市の考え方をとりまとめましたので、公表します。

貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

記

1 実施期間

平成27年1月29日(木)から3月2日(月)まで

2 周知方法

意見募集用のリーフレットを各保健センター、市役所庁舎案内所、図書館等にて配布。また、ホームページにも掲載。

3 意見提出方法

郵送、FAX、電子メールなど

4 募集結果

24名の方から51件の意見が提出。

(1) 年齢別件数

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	合計
男性	0	1	2	8	0	1	0	3	15
女性	1	1	0	3	1	1	1	0	8
不明	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(2) 居住地等区分別件数

市内在住	市内通学通勤	不明	合計
17	6	1	24

(3) 提出方法別

郵送	FAX	電子メール	合計
6	4	14	24

(4) 項目別（意見数）

項目	意見数
計画全般	12
監視指導	10
リスクコミュニケーション	7
アレルギー対策	6
食中毒対策	4
条例改正	3
食品表示法	2
収去検査	1
京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度	1
その他	5
合計	51

5 主な市民意見と京都市の考え方

(1) 計画全般

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ●食品の放射能汚染、食品表示偽装や異物混入問題など、食の安全に関わる社会的事件がおきているなかで、京都市の食品安全安心行政の役割はますます重要になっている。今回作成された「食品衛生監視指導計画（案）」は全体として必要なことをわかりやすくまとめていると評価できる。 ●保健所等で配布されている「リーフレット」および食品衛生監視指導計画案は 2011 年度から改善され、趣旨および概要がたいへんわかりやすい。また、ホームページ「京・食ねっと」は食品安全課題だけでなく、食育、ライフステージ別の情報、食と健康、またレシピ掲載など、さまざまな工夫がされており、内容も充実している。 ●このような検査をしておられる事を多くの市民が知ることによって、”安心”につながると思う。PRを色んな場ですると良い。 	<p>京都市食品衛生監視指導計画は、食の安全に関わる様々な問題に的確に対応するとともに、観光都市である本市の地域特性を踏まえ毎年度策定するものです。平成27年度においても本計画に基づく取組を着実に進めてまいります。</p> <p>また、本計画や取組状況について、様々な媒体を活用しながら、市民の皆様にとってわかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●日頃の監視も大切だが、食品への異物混入や農薬混入、食中毒など何かが起こった際に迅速に対応できる体制を構築し、維持して欲しい。 ●日頃の監視指導も重要だが、食品による健康被害の拡大を防ぐためには、異常な情報を早期にキャッチし、迅速・適切に対応することが重要だと思う。事故発生時に迅速に対応できる体制の整備が不可欠である。 ●社会的に関心が高い事案や突発的な事案には集中的に資源が投入できるよう、普段から体制の整備も怠らないで欲しい。 ●緊急事態に対処出来る体制は準備出来ているのか。あくまで計画であるから、大きな理由があれば、計画どおりに実行出来なくても良いと思う。 	<p>本計画では、緊急管理体制を整備し、食中毒等の健康危害発生時や違反食品の発見時には、迅速に対応し、危害拡大の防止を図ることとしています。</p> <p>また、健康被害に関する食品等事業者からの情報を早期に探知できるよう、「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」を改正し、食品等事業者が市民等から健康被害や健康被害につながる恐れのある情報を得たときには、速やかに保健所に報告することを義務付けたところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●食中毒、ノロウイルス、カンピロバクター違反、異物混入など京都府及び関係自治体との連携をさらにすすめて欲しい。 ●京都府と京都市のそれぞれの役割が有効に発揮されるように十分連絡調整をおこなって欲しい。 ●食品表示違反に関する措置権限は京都市には与えられないのか。ならば京都府との連携をどうするか、具体的に検討して欲しい。 ●消費者行政、とくに消費者教育推進の動きと十分に連携を図っていただくことを要望する。 	<p>食の安全安心の確保を図るため「食品衛生法」の他、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」や「不正競争防止法」等、複数の法律が関係しています。</p> <p>本市では、これまでから、これら関係法令を所管する国や京都府をはじめとする他の自治体等の関係機関との情報を共有し、連携を図っております。</p> <p>また、市民の皆様への普及啓発も重要であると考えており、引き続き、消費者部局と連携を図りながら、市民参加型リスクコミュニケーションなどの事業を積極的に進めてまいります。</p>

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●いわゆる「健康食品」問題における消費者被害の未然防止にむけて、行政と消費者団体との連携をいっそう強めていく必要がある。監視指導においては、商品パッケージに記載されている表示内容だけでなく、「新聞広告、新聞折り込みチラシ、インターネット等の「探索」を実施することを、「計画」に明記してほしい。</p>	<p>いわゆる「健康食品」に関する不適切表示問題では、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」、「健康増進法」など各種法律に基づき規制されていることから、引き続き、関係機関と連携を図ってまいります。</p>

(2) 監視指導

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●考え方として示されている、食中毒の発生の可能性の高い施設や食中毒発生時の影響の程度に応じてメリハリをつけて監視を行うことはより効果的な監視方法だと思う。</p> <p>●監視指導の考え方として、リスクに分けて実施することはいいことだと思う。限られた資源(金、人、モノ)を活かしながら、メリハリのある監視を行って欲しい。</p> <p>●お店への監視指導は計画どおり、しっかりと実施して欲しい。</p>	<p>過去に食中毒や「食品衛生法」違反のあった施設、食中毒の危険性が高い食品を取り扱う施設や大規模な調理施設など、食中毒の発生するリスクの区分に応じて、監視指導の目標回数を定めるなど、効果的かつ効率的な監視指導を目指してまいります。</p>
<p>●広域化、多様化する食品流通にあって、事業者それぞれが食に携わっているとの自覚を促す指導や、食品衛生法だけでなく一般の法令順守の徹底や社会的責任を果たすような指導もお願いしたい。</p> <p>●管理者への指導・教育をよろしくお願いしたい。</p>	<p>食の安全を確保するためには、食品等事業者が自ら自覚と責任感を持って安全な食品を供給することが重要であり、「食品衛生法」や「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」において食品等事業者の責務を規定し、食品の安全性を確保するため必要な措置を適切に講じるよう、指導しているところです。</p>
<p>●京の食文化を代表する和食及び和菓子を、安全安心にいただくには、普段から機具や機械、その周辺を清掃し、整理、整とんが大切であることはもちろん、従業員自身も健康でなければならない。食材の取扱いにも気を付けていただきたい。</p> <p>●京都の伝統を守り続けて欲しい。</p>	<p>本市では、従来から京の食文化という観点や、その時々を食品を取り巻く社会的状況に応じて、監視指導や食品検査を重点的に実施してきたところであり、平成27年度は、26年度に引き続き、「和食」及び「和菓子」の製造・提供施設を重点的に監視するなど、京の食文化を代表する食品のさらなる安全性の確保に努めてまいります。</p>
<p>●路上弁当販売について、集中的な監視を行い、販売者に対する指導基準を整理し、徹底して欲しい。条例の整備についても検討して欲しい。</p>	<p>従来から路上弁当販売については、気温の高くなる夏期を中心に、温度管理等の食中毒防止対策の徹底を指導するとともに、収去(抜取り)検査を実施しており、平成27年度も引き続き実施することとしています。</p>
<p>●メニュー表示偽装の問題は、景品表示法に基づく監視指導の方向が定められたが、京都市としてどのように監視指導をおこなっていくのか、検討して欲しい。あわせて食品表示法に基づく対応について必要な準備をすすめて欲しい。</p>	<p>昨年度にホテル等でメニューと異なる食材等を使用していたことが相次いで発覚した際には、本市では、当該ホテル等に対し、食品衛生法上の問題がないか確認するため、調査を実施したところです。</p> <p>今後とも、関係法令を所管する国や京都府をはじめとする他の自治体等の関係機関と情報を共有し、連携を図ってまいります。</p>

意見の要旨	京都市の考え方
● 3か月以上に渡り監視する事業を一斉監視と呼称するのは適さないのでは。	御指摘を踏まえ、3か月を超えて行う監視については、「一斉監視」から「重点監視」に変更します。

(3) リスクコミュニケーション

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ●一般市民も知識を持つことが必要。リスクコミュニケーションを充実させて欲しい。 ●事業者の取組を消費者に知っていただくことも重要だと思う。消費者に対する啓発活動にも力を入れていただきたい。 ●リスクは費用対効果の見えにくい事業であるが、出来るだけ多くの人とつながるよう広く事業に取り組んで欲しい。 ●表示の読み方、食品の家庭での保管など、学習も必要かと思う。 ●HACCP工程管理手法導入推進に当たり、京（みやこ）食の安全衛生管理認証制度を取得した食品等事業者がこれまでの成果を発表する機会を設けてはどうか。 	<p>食の安全安心を確保するためには、行政や食品等事業者の取組のみならず、市民の皆様にも必要な知識を持っていただき、その重要性について理解を深めていただくことが不可欠であると考えます。</p> <p>本市では、市民の皆様は食品の安全性についての理解を深めていただくため、市民の皆様と情報や意見を交換し、食品等事業者の取組を知っていただく「食品工場見学会」や「体験型手洗い講習会」など市民参加型のリスクコミュニケーションを実施しており、平成27年度も継続してまいります。</p>
●双方向型のコミュニケーションができるような消費者団体との対話方法を工夫していただくことを要望する。	本市では、消費者団体の皆様との意見交換により、相互理解と信頼を深めることは非常に重要であると考えていることから、引き続き、リスクコミュニケーションを推進してまいります。
●参加型リスクコミュニケーションに参加してみたいが、いつ、どこでやっているのかわからない。	参加者を募集する際には、募集チラシを作成し、保健センターや図書館等で配架するとともに、市民しんぶんや広報発表、ホームページ、メール配信サービス等により、実施内容や応募方法等を市民の皆様へ広くお知らせしてまいります。

(4) アレルギー対策

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ●アレルギーは重大な健康被害につながるおそれがあるので、しっかり検査してもらいたい。 ●食品中のアレルギー物質検査を拡大することは適切。市内で製造・流通する食品を対象としているようだが、「ホテル・レストラン等の店内でのアレルギー物質に関する情報提供の徹底にむけた取組みを抜本的につよめる」ことを「計画」に明記して欲しい。 ●アレルギーの検査は、とても良い事だと思う。 	<p>本市では、平成25年度から食品のアレルギー検査を実施しており、検体数を増加させ、食品表示が適切に行われているかを確認することで、健康被害の発生の未然防止に努めているところです。</p> <p>ホテルやレストラン等の店内で提供されるメニューのアレルギー物質に関する情報提供は努力目標となっておりますが、健康被害の発生を未然に防止する観点から、店頭における表示についても指導してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●アレルギー食品は、問題発生時はまず先生の対応が大事。小中学校の先生への食育を進めて欲しい。 ●小、中学生の食物アレルギーを持っている 	学校や保育所などの給食施設に対して、アレルギー物質を含む食品衛生上の監視指導を定期的実施するとともに、食品に起因する健康被害に関する情報を共有し、速やかに対

<p>子どもについて、担任教諭だけでなく栄養教諭（管理栄養士）や調理員などで情報を共有してもらいたい。小麦アレルギーのある子どもには、米粉パンを提供することを検討すればどうか。学年や子供たちの成長に応じて担当教諭、栄養教諭からアレルギーの話をしてもらったかどうか。</p>	<p>策を講じるなど、引き続き関係者間の連携に努めてまいります。</p>
<p>●食品表示法の施行によりアレルギー表示方法が変わることから、新しい表示方法の勉強会を開催すればよい。</p>	<p>食品表示法については、食品等事業者への監視指導の機会を利用して周知徹底を図るほか、各区保健センター等の職員が、食品等事業者の依頼に応じ、食品衛生に関する各種講習会を実施しております。</p>

（５）食中毒対策

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●若い世代は肉の生食に対する抵抗感が低い。ノロウイルスやカンピロバクターの食中毒対策に重きを置いており、是非、取締を強化してほしい。</p> <p>●ノロウイルス予防啓発について、具体的な対策指導を、高齢者施設、ホテルなどの宿泊施設で実施した方がよい。</p> <p>●ノロウイルスは冬が最も多いので発生する前に宿泊施設や大規模調理施設に徹底した指導をすることは重要。カンピロバクター食中毒を引き起こす可能性がある鶏肉の生は控えるように、今後も食品の抜取り検査をして欲しい。</p>	<p>近年の食中毒は、調理従事者が食品を汚染することによるノロウイルス食中毒や、生や加熱不十分な鶏肉の喫食に起因するカンピロバクター食中毒が増加傾向にあります。</p> <p>このため、ノロウイルス食中毒が多発する冬期を迎える前に、宿泊施設や大規模調理施設に対し、重点的に注意喚起を行い、従業員の健康管理や施設の衛生管理の徹底について指導してまいります。</p> <p>また、飲食店等での収去（抜取り）検査を実施し、カンピロバクター食中毒を引き起こす可能性がある生や加熱不十分な鶏肉の提供を控えるよう、科学的根拠を示して食品等事業者に注意喚起を行うとともに、消費者に対してもこれらの喫食の危険性について、啓発を推進してまいります。</p>
<p>●ある飲食店で、客席にペットの犬がいたが、衛生上問題はないのか。</p>	<p>「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」で動物が入ることができないと定めている場所は調理場です。ペットの同伴等を認める飲食店には、犬等の動物が調理場へ入らないよう、指導しております。</p> <p>御指摘の飲食店に対しては、管轄の保健センターが施設への立入調査を行い、状況の確認と衛生指導を行いました。</p>

（６）条例改正

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●中小・零細の食品関連事業者にとって、HACCPは「ハードルが高い」と感じられている実情があるので、支援事業が必要である。</p>	<p>中小規模の食品等事業者がHACCPを導入しやすくするよう、国は、食品の種類や施設の規模に応じた柔軟な導入方法等を検討していくこととしています。</p> <p>HACCPの導入を検討する食品等事業者に対しては、今後、国での検討結果も含め、速やかな情報提供を行うとともに、施設の実情に応じた衛生管理が推進できるよう、保健センターの食品衛生監視員が必要に応じ、助言や指導</p>

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●「健康被害の発生につながるおそれが否定できない苦情等」というのは、具体的にはどのようなものであるのか、行政・食品関連事業者および消費者団体を含めて認識共有の機会をつくる必要があると考える。</p>	<p>を行ってまいります。</p> <p>保健所への報告を義務付けるのは、「製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因すると疑われる健康被害（医師の診断があるものに限る。）に関する情報及び食品等の異臭の発生、食品等への異物の混入その他の健康被害につながるおそれがある情報を得たとき」であり、食品本来の味やにおいに関する苦情、商品の価格に関する苦情などは報告の対象ではありません。</p>
<p>●HACCPによる衛生管理や苦情を受けた場合の保健所への報告などは、この計画には反映されないのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、本計画中「IV 監視指導の実施」、「VII 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進」等に、HACCPによる衛生管理の推進や健康被害に関する情報を受けた場合の保健所への報告に関する周知等について記載します。</p>

(7) 食品表示法

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●本市では、中小・零細規模の食品関連事業者が多いことから、食品表示法に盛り込まれた栄養表示の義務化に当たっては、支援が必要である。</p> <p>●食品表示法の制定や景品表示法の改正による地方公共団体の権限強化を受け、京都市がどのように対応するのか、消費者団体・食品関連事業者団体との意見交換の場が必要と考える。</p>	<p>本年4月1日から食品表示法が施行されますが、現行制度から新制度に基づく食品表示の移行に当たり、一定の猶予期間が設けられたことから、国の動向を注視しつつ、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>また、本市では、消費者団体や食品関係事業者団体の皆様との意見交換により、相互理解と信頼を深めることは非常に重要であると考えていることから、引き続き、リスクコミュニケーションを推進してまいります。</p>

(8) 収去（抜取り）検査

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●遺伝子組換え食品については、表示との関係が、今後一層消費者の関心事になり、十分な取組を期待する。</p>	<p>平成27年度についても、平成26年度に引き続き遺伝子組換え食品の検査を実施します。</p> <p>食品の収去（抜取り）検査は、今後とも、過去の違反食品の発生状況やその時々々の社会情勢を踏まえて検体の種類や検査項目等を精査し、より効果的・効率的な検査を実施するよう計画してまいります。</p>

(9) 京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●市と府の認証制度は統一出来ないのか。</p>	<p>本市の「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」は、原材料の仕入から製造・調理及び提供にいたるまでの全工程を対象とし、それぞれの記録が適切に行われているかを評価し、「施設」を認証するものです。一方、京都府の「きょうと信頼食品登録制度」は、京都府内で生産又は製造される「食品」毎に登録を行う制度であり、本市の制度とは異なるものです。</p>

(10) その他

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●「自主回収報告制度」に関し、該当する事案の報告が市ホームページ等で公開されていることは評価できる。</p>	<p>自主回収報告制度については、平成22年から運用を開始しており、報告のあった商品については本市ホームページ等で公開し、速やかな回収に努めているところです。</p> <p>今後とも、自主回収報告があった際には、速やかに、かつ市民の皆様に関わりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
<p>●漬物類、青果類等業種によっては営業許可申請が不要なのはなぜか？また、申請時に手数料が必要なのはなぜか。また、営業規模によって手数料に差があるのか。</p>	<p>営業許可が必要な業種は、「飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業」として、食品衛生法によって34業種が定められているところです。漬物製造業等、許可不要な業種についても、「京都市食品衛生法施行細則」により届出を課し、製造や販売状況等を把握しているところです。</p> <p>申請手数料は、申請に対する書類審査や実地検査を行うための経費として、「京都市衛生関係手数料条例」に基づきいただいております。当該経費は業種により異なることから、異なる金額を設定しております。</p>
<p>●食の安全安心条例について、市と府で条例があるが、統一出来ないのか。</p>	<p>食の安全安心の確保には、地域の実情に応じた取組が必要であり、本市の条例は、人口が集中し観光都市でもある本市の地域特性を踏まえ、制定したものです。</p> <p>今後とも、本市と京都府がそれぞれの立場で適切な役割分担と責任のもと、相互に連携して食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>
<p>●京都市食の安全安心推進審議会について、食品事業者間では誰も知らない。オープンな議論が出来る体制を望む。</p>	<p>「京都市食の安全安心推進審議会」は、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、京都市の食の安全安心に係る重要施策について、京都市長からの諮問に応じて審議いただくために設置した機関です。学識経験者や食品等事業者、市民等で構成しています。</p> <p>「京都市食の安全安心推進審議会」の開催に当たっては、傍聴席を設けて公開しており、また、開催後には会議資料や議事録を公開しています。なお、開催前には、広報発表するとともに、ホームページに掲載するなど、広く食品等事業者や市民の皆様にお知らせしております。</p>
<p>●どこにいけば、おあがりスに会えるのか。</p> <div data-bbox="354 1718 517 1906" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="563 1809 762 1897" data-label="Caption"> <p>おあがりス 京都市食の安全安心 啓発キャラクター</p> </div>	<p>本市では、市民の皆様に関心を持っていただくため、食の安全安心啓発キャラクター「おあがりス」を平成25年に作成しました。</p> <p>引き続き、食の安全安心啓発リーフレットや啓発物品等の広報物におあがりスを積極的に登用し、市民の皆様に関心を持っていただき、わかりやすい情報発信に努めてまいります。</p>